

## 医療費控除のモデルケース

いずれも、年間の医療費が50万円で、扶養がない場合

《ケース1》サラリーマンで年収が240万円の場合（源泉徴収税額：5.7万円）

1. 給与所得：240万円→160万円
2. 所得控除額
  - (1)医療費控除額：50万円－※8万円＝42万円  
 $160万円 \times 5\% = 8万円 > 10万円$  よって8万円
  - (2)基礎控除：48万円
  - (3)合計：42万円＋48万円＝90万円
3. 差引課税所得金額：160万円－90万円＝70万円
4. 年税額：70万円×5%×1.021＝35,700円
5. 医療費控除による還付金額：57,000円－35,700円＝21,300円（医療費控除額×税率分が還付）

《ケース2》サラリーマンで年収が500万円の場合（源泉徴収税額：21.6万円）

1. 給与所得：500万円→356万円
2. 所得控除額
  - (1)医療費控除額：50万円－※10万円＝40万円  
 $\text{※}356万円 \times 5\% = 17.8万円 > 10万円$  よって10万円
  - (2)基礎控除：48万円
  - (3)合計：40万円＋48万円＝88万円
3. 差引課税所得金額：356万円－88万円＝268万円
4. 年税額：268万円×10%－97,500円＝170,500円  
 $170,500円 \times 1.021 = 174,000円$
5. 医療費控除による還付金額：216,000円－174,000円＝42,000円